

# 平成26年第3回宇治田原町議会定例会

## 目 次

### ○第4日（平成26年10月6日）

議事日程（第4号）	73
日程第1 議案第43号	宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について……………76
日程第2 議案第44号	宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の変更について……………76
日程第3 議案第52号	社会資本整備総合交付金事業 郷之口湯屋谷線法面改良工事（2工区）請負契約の締結について……………76
日程第4 議案第40号	宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて……………78
日程第5 議案第41号	宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて……………78
日程第6 議案第42号	宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて……………78
日程第7 議案第45号	平成25年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について……………82
日程第8 議案第46号	平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について……………82
日程第9 議案第47号	平成25年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………82
日程第10 議案第48号	平成25年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………82
日程第11 議案第49号	平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………82
日程第12 議案第50号	平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………82
日程第13 議案第51号	平成25年度宇治田原町水道事業会計決算認定について……………82

日程第14	意見書第1号 「手話言語法」制定を求める意見書(案) ……………	89
日程第15	閉会中の継続調査の申し出について……………	90

平成26年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第4号)

平成26年10月6日

午前10時35分開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第43号 | 宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について               |
| 日程第2  | 議案第44号 | 宇治田原町辺地総合整備計画(奥山田辺地)の変更について                       |
| 日程第3  | 議案第52号 | 社会資本整備総合交付金事業 郷之口湯屋谷線法面改良工事(2工区)請負契約の締結について       |
| 日程第4  | 議案第40号 | 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて |
| 日程第5  | 議案第41号 | 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて         |
| 日程第6  | 議案第42号 | 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて      |
| 日程第7  | 議案第45号 | 平成25年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について                       |
| 日程第8  | 議案第46号 | 平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について           |
| 日程第9  | 議案第47号 | 平成25年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                |
| 日程第10 | 議案第48号 | 平成25年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                   |
| 日程第11 | 議案第49号 | 平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第12 | 議案第50号 | 平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                |
| 日程第13 | 議案第51号 | 平成25年度宇治田原町水道事業会計決算認定について                         |
| 日程第14 | 意見書第1号 | 「手話言語法」制定を求める意見書(案)                               |

日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	垣内秋弘	議員
	2番	上林昌三	議員
	3番	青山美義	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	谷口重和	議員
	8番	山内実貴子	議員
	9番	奥村房雄	議員
	10番	内田文夫	議員
	11番	稲石義一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
副町長	田中雅和君
教育長	西出維久雄君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・ 財政課財政課長	小西基成君
理事兼福祉課長	大江輝博君
理事兼建設・ 環境課建設課長	光嶋隆君
企画・財政課企画課長	奥谷明君

会計管理者兼 税務・会計課長	馬場 浩 君
戸籍・保険課長	長谷川 みどり 君
健康長寿課長	黒川 剛 君
建設・環境課環境課長	青山 公紀 君
産業振興課長	木原 浩一 君
上下水道課長	野田 泰生 君
教育次長	谷村 富啓 君
教育課長	清水 清 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	久野村 観光 君
庶務 係 長	岡崎 貴子 君

---

開 会 午前10時35分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

定刻を少し回りましたけれども、ただいまから始めたいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議案第43号、議案第44号及び議案第52号の委員長報告、質疑、  
討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第1から日程第3、議案第43号、議案第44号及び議案第52号の3議案を一括議題といたします。

3議案につきましては、9月5日及び9月11日の会議で総務産業常任委員会に付託を行っておりますことから、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、上林昌三君。

○総務産業常任委員会委員長（上林昌三） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務産業常任委員会に付託されました3議案について、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第43号、宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第44号、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の変更についても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第52号、社会資本整備総合交付金事業 郷之口湯屋谷線法面改良工事（2工区）請負契約の締結についても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、平成26年度の工事区間において、一度のり面が崩落し、再度の工事として進めているところについて、急傾斜地で再び崩れることが危惧される箇所があるが、どのような工法で実施するのか。また、チェック体制についてはどの質疑があり、工事箇所のみならず、地域全体が急峻な地形であり、切り土に対する対応策は講じていたが、豪雨により崩落となったところである。再度のやり直しは避けなければならないと考えており、そのためにも土質調査等を行う中で事業を予定しているところ

である。また、十分な現場管理を行う中で適切な対応を図っていききたいとの答弁があったところだ。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました3議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第1、議案第43号、宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第2、議案第44号、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の変更について討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第3、議案第52号、社会資本整備総合交付金事業 郷之口湯屋谷線法面改良工事（2工区）請負契約の締結について討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

とに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

**◎議案第40号～議案第42号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第4から日程第6、議案第40号から議案第42号までの3議案を一括議題といたします。

3議案につきましては、9月5日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、稲石義一君。

○文教厚生常任委員会委員長（稲石義一） それでは、文教厚生常任委員会に付託されました3議案について、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第40号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、新制度は就学前の子どもの教育・保育のあり方を大きく変えるものだと思う。企業の参入や民間委託で公費の支出を抑える安上がりな保育で対応しようとするものである。新制度についてどのように考えているのかとの質疑があり、新制度は子育て3法に基づいたものであり、法の趣旨に基づき、子どもを健全に育てていく基本的なものをまとめられたものである。施設をきちっと整備しておくことが必要であり、今後、条例を基準とし、保育環境の充実を図っていききたいとの答弁がありました。

また、町内の幼稚園は新制度への移行を希望されていないということだが、幼保一体化の中で事業を推進してきたと思う。どのように考えているのかとの質疑があり、町が誘致した経過がある中、手厚い助成制度を行ってきている。このような中で、京都府の幼稚園連盟のほとんどが新制度に移行しない意向と聞いている。町としては、町の事業と連携する中、幼稚園機能を十分に発揮していただきたいと考えているが、現時点においては、幼稚園連盟全体として新制度への移行が少ない状況であるとの答弁があったところです。

次に、議案第41号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについても、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの



と決しました。

主な質疑といたしましては、4事業については規定されているが、どの施設に子どもを預ける場合も、同じ条件で、同じ環境の中で健全に育成していくことが必要と考えるがとの質疑があり、条例は最低基準の目的について規定しており、町としては最低基準を常に向上させるように努めると明記しているところである。また、設備、運営を向上させるよう勧告することができることも明記しているところであるとの答弁があったところです。

次に、議案第42号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、今回、学童の条例がきちっと整備されることとなった。児童福祉法が改定され、対象が6年生まで引き上げられたが、町としての考え方はとの質疑があり、対象範囲が6年生まで広がったことについては、あくまで対象範囲を示すものであり、必ずしも6年生まで受け入れなければならないというものではない。町としては、利用ニーズを的確に把握、分析するとともに、施設の状況、指導員の体制等を考慮する中で、今後検討していきたいとの答弁があったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました3議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第40号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。今西議員。

○5番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第40号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するにつきまして、反対の立場で討論を行います。

この条例は、保育の市場化、こども園化を中心とした幼稚園と保育所制度の改革として、2012年8月に認定こども園法、子ども・子育て支援法、児童福祉法などの関連法の改正が強行されたことに伴う制度の整備の一環として定めようとしているものであります。

就学前の子どもの教育・保育のあり方を大きく変えるもので、企業の参入や民間委託で公費支出を抑え、安上がりの保育で対応しようとするものとなっています。

新制度によって、子どもの保育の必要性の有無、必要量を市町村が認定することとなります。障がいや発達の弱さを持つなどの子どもも含め、全ての子どもに保護者の勤務実態や保育要求に対応したものにしなければなりません。本条例においても基準は全く不透明なままであります。

この条例に基づく新制度は、来年4月から実施するとされていますが、このように制度が大きく変わることについて保護者には何も知らされていません。条例に保護者や保育関係者の意見を反映させることもできていません。

また、保育料についてですが、保育料以外の上乗せ徴収や実費徴収を認めています。ただでさえ高いと言われている宇治田原町の保育料に加え、保護者の負担が増加するおそれがあります。国の負担増を求め、市町村負担を軽減しつつ、保護者の負担を下げるべきであります。

今後、来年3月までに市町村子ども・子育て事業計画を策定していくことになると思いますが、実施に当たっては、ニーズ調査を踏まえ、事業計画に反映させる必要があります。町が行ったアンケートの中では、保育事業所の利用希望は保育所が52.5%と最も高く、このことから、今後、町立保育所の整備が求められます。安全性や乳幼児の健全な発達確保を第一に、認可保育所を基本として事業計画を定めるよう強く要望して、反対討論といたします。

○議長（田中 修） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第5、議案第41号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。今西議員。

○5番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第41号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて、反対の立場

から討論を行います。

この条例案も、先ほどの40号と同様、国の関連法の改正に基づくものであります。児童福祉法に定められている市町村の保育の実施責任は残されたものの、予算は消費税頼み、都市部の待機児童対策を口実に、規制緩和による安上がりの保育を認めようとしていることは大問題であります。認可保育所とそれ以外の保育に格差が持ち込まれてまいります。

例えば、保育士の資格に関しては、小規模保育事業のB型では資格者は2分の1でよい、C型では研修修了者でよいと基準を低くしています。

給食についても、自園調理が原則ですが、家庭的保育や小規模保育の事業所では連携施設等からの搬入も認められており、調理室はなくてもよいということになっています。2歳児未満が多いことを考えた場合、離乳食やアレルギー食など個々の子どもに応じた丁寧な対応が必要であり、外部搬入では不安があります。

面積基準についても、異年齢の子どもを保育するには生活と睡眠のスペースを分けるなど、1人当たりの面積基準だけでは不十分であります。

保育制度のこれ以上の後退を許さず、営利企業の参入は認められないという立場から反対といたします。

○議長（田中 修） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第6、議案第42号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

◎議案第45号～議案第51号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第7から日程第13、議案第45号から議案第51号までの7議案を一括議題といたします。

7議案につきましても、9月5日の会議で決算特別委員会に付託を行っておりますことから、決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、上林昌三君。

○決算特別委員会委員長（上林昌三） 決算特別委員会より審査報告をいたします。

本委員会に付託された7議案について、順次、審査報告を申し上げます。

去る9月25日、26日の両日、午前10時から決算特別委員会を開会し、平成25年度一般会計歳入歳出決算から審査を行いました。最初は総務関係、次に福祉関係、農林土木・上下水道関係、教育委員会、そして各所管にあわせて各特別会計、水道事業会計の個別審査を行いました。

また、9月29日午前10時に再開し、現地審査に入り、奥山田ふれあい空間創造事業、主要町道新設改良事業（郷之口湯屋谷線）、保育所施設機能充実事業、西ノ山配水池系統（銘城台安定供給）新設事業、保健センターの5カ所の現地審査を実施いたしました。

そして、9月30日午前10時から総括審議に移り、それぞれの議案について採決を行い、決算特別委員会を閉会したところでございます。

まず、総括審議の質疑といたしましては、山手線の建設については、最重要課題と公約しているが、いつまでに完成と考えているのか。また、建設見通しをどう見るのかとの質疑があり、現時点において具体のスケジュールなどを論ずるのはとても難しいと考えている。完成時期を前倒しすることが可能かどうかについては、軽々に申し上げられないが、状況を見ながら、可能な限り前倒しできるように努めたいとの答弁がありました。

また、生活道路、特に郷之口湯屋谷線の立川地域において、スピード規制のゾーン化について質疑があり、現状ではゾーン30の設定なども方策の一部の一つであると考えられる。当該路線の規制範囲も調査する中で、新たな対策も視野に入れて考えていきたいとの答弁がありました。

町診療所が開設され、約30年が経過している。この間、町内の診療所が次々と閉鎖

される中、本診療所が果たしてきた役割は大変大きいものであったと言える。しかし、現在、当分の間休診との報告を受けている中、この現状を契機として、本町の医療体制のあるべき姿を検討すべきではないかとの質疑があり、休診中の診療所を含め、町内の医療機関にあつては、全て内科主体となっている。必要なときに必要な診療科を受診できる体制づくりが実現できればという思いは強く持っている。さまざまな課題を有するものと思うが、可能性を探ってみる価値はあると考えているとの答弁がありました。

水道使用料の見直し改定について、水道会計は公営企業法に基づく健全な経営を基本とし、極端な赤字経営を誘因するような料金体系は選択すべきでないが、現行の料金体系において、使用水量に見合った料金制度が求められているところであり、実態に即した料金体系の見直しについて質疑があり、料金体系の見直しに当たっては、安全な水道水を安定的に供給するため、水道事業の健全な経営が行えるよう、現状の収支を維持できることを前提として見直し案を提示させていただいた。今後、議会、町、そして水道事業経営等審議会から意見をいただく中、協議を行っていきたいとの答弁がありました。

また、子育てしやすい町を目指して、児童遊園の設置主体の見直しについて、補助金交付要綱の見直しも含めて質疑があり、子どもの遊び場を確保し、子育てしやすい環境を守っていくことは町の責務である。町内にある児童遊園については、土地の所有権等整理する課題はあるものの、町の責任において設置・管理していくことを基本とし、要綱の見直しを進めていくとの答弁があったところです。

総括質疑は以上でございます。

それでは、ただいま議題になっております議案第45号、平成25年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、当委員会に付託された審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

それでは、主な質疑についてご報告申し上げます。

総務関係では、25年度決算は西谷町長の初めての決算である。災害関連の補正予算、予算執行上におけるさまざまな対応など、大変苦勞もあったと思うが、初めての決算についてどのような感想を持っておられるのかとの質疑があり、安心・安全面を重視し取り組んできた。住民の期待にまだまだと思うが、反省も含めて、今後においても町政に臨んでいきたいとの答弁がありました。

福祉バス運行について、必要性はわかるが、現状を見る中で、利便性を考える中、再考することについて質疑があり、以前より工夫をしてきており、ルートを変更するなり車両の小型化を図ってきているのが現状である。根本的な事項についても検討課題とさ

せていただきたいとの答弁がありました。

続きまして、福祉関係では、平常時の保育の質が大切であり、職員の配置基準、資格も含めて考え直すことが必要でないかとの質疑があり、選ばれる保育所を目指し、体制づくりに取り組んでいきたいとの答弁がありました。

保育の充実について、責任を持って保育をしていくためにも、正職と臨職では責任のあり方が違うのではとの質疑があり、子どもは宝との思いは変わらない。保育所は小さな命を預かっていることを保育士皆に言っているところであり、保育の充実を図っていかねばと考えている。今後、充実が図れるよう努めていきたいとの答弁がありました。

続きまして、農林土木関係では、身近な生活周辺施設の整備等の対応は、きちっと行政が対応する姿勢が求められているのではとの質疑があり、住民の身近な施設等については、現地現場主義が大切であり、年度予算に反映できる事項は反映させ、住民が納税価値を感じていただける町にしていくことに取り組んでいく意気込みを持っているとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会関係では、茶史等編纂事業について、多額の予算をかけており、報告書も作成をされているが、有効活用について質疑があり、町を全国発信するための貴重な資料と考えている。次の子どもたちの教材としての活用、京都府が進めているお茶の世界遺産登録に結びつくよう調査結果を生かしていきたいとの答弁がありました。

特別支援教育充実事業について、勤務状況について、両小学校に極端に差があるが、特別支援に係る環境が違うことについて質疑があり、欠員となった補助教員がなかなか決まらなかったことについては申しわけなく思っているとの答弁がありました。

一般会計での主な質疑は以上でございます。

次に、議案第46号、平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についての件は、当委員会に付託された審査の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

主な質疑では、医療と介護、保険の3分野において連携が強く求められているところであるが、どのようにすれば連携が図られると考えているのかとの質疑があり、国民健康保険において、人間ドック助成事業の継続実施、特定保健審査の無料化による疾病の早期発見を目指し、また重症化予防事業を実施。今後、医療保険制度、介護保険制度を持続可能なものとしていくことが大切であり、医療費分析、レセプト点検等を行う中で、

健康寿命を延伸させることが必要と考えるとの答弁がありました。

以上でございます。

次に、議案第47号、平成25年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件も当委員会に付託され、審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定しました。特に質疑はなかったところでございます。

以上でございます。

次に、議案第48号、平成25年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件も当委員会に付託され、審査の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

主な質疑といたしましては、訪問調査について、認知症の方の調査については短時間では把握しにくいところである。現状調査について質疑があり、訪問調査においては、全てにおいて町職員が家族の方から状況を詳しく聞き取りを行っている。認知症については、一次判定にあらわれにくいところがあるため、審査会において認知症の状況などについて追加説明等を行う中で、二次判定で補足対応しているとの答弁がありました。

以上でございます。

次に、議案第49号、平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についても当委員会に付託され、審査の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定しました。特に質疑はなかったところでございます。

以上でございます。

次に、議案第50号、平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件も当委員会に付託され、審査の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定しました。特に質疑はなかったところでございます。

以上でございます。

次に、議案第51号、平成25年度宇治田原町水道事業会計決算認定についての件も当委員会に付託され、審査の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

主な質疑といたしましては、漏水対策については、布設がえを行う中で対応しているというが、有収率の低下が起こっている状況をどのように考えているのかとの質疑があり、漏水対策について、下水道の面整備の工事地区については、基本的に全て入れかえを行っている状況である。下水道整備がまだ届かない地区についても、実施できる地域から工事を実施している。有収率については、厳しい数値と認識しており、90%に近

づけるよう取り組んでいきたい。

以上であります。報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました7議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第45号、平成25年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ございませんか。安本君。安本君、ちょっと待ってください。安本君、ちょっと待ってください。安本君、討論ですか。

○4番（安本 修） そうです。討論に決まってるんです。やるんです。

○議長（田中 修） 議会の円滑な運営を図っていくために、討論につきましても事前に通告を願っているところがございますが、通告がなかったということで10月3日の議会運営委員会の中で確認をされておりますことから、本日この場での討論は認められませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（安本 修） 意見を申し述べます。議長。

○議長（田中 修） はい、何ですか。

○4番（安本 修） 今、討論の通告出されていないというふうにおっしゃられましたけれども、今議会から、討論は文書による通告やということが必要やというふうに言われていました。しかし、全体としては、今回初めてだったので、そういうことをみんな全員に徹底するという点については、かなり不十分がありました。

私は、口頭で通告をしておりましたし、いろんな状況のもとにおいて討論ができないというようなことは本当にあってはならないという、議会ルールからしても、これは逸脱するものやというふうにするわけでは、

本議会として、この間、やっぱりいろいろ活性化しようということでみんな努力しているわけですから、私が口頭で言うたことがあかんというふうに言われたんだと思うんですけども、不備があれば不備があるで、こういう不備があるよと締め切り前に言っていただくべきやというふうに私は解釈しとるわけです。

そういう意味で、私、きょうはぜひ討論させてほしいというふうにするんですけども、検討願います。

○議長（田中 修） それにつきましても、先ほど議会運営委員会を開きまして、いろいろと検討した結果、今回においては討論は認めないということに議会運営委員会の中で



も決まりましたので、私のほうからはこれ以上のことは申せませんので、今回の討論は認めることはできません。

以上でございます。

ほかに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) それでは、なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり認定することに決しました。

日程第8、議案第46号、平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり認定することに決しました。

日程第9、議案第47号、平成25年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) これですべての討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり認定することに決しました。

日程第10、議案第48号、平成25年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり認定することに決しました。

日程第11、議案第49号、平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり認定することに決しました。

日程第12、議案第50号、平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり認定することに決しました。

日程第13、議案第51号、平成25年度宇治田原町水道事業会計決算認定について討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり認定することに決しました。

---

### ◎意見書第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（田中 修） 日程第14、意見書第1号、「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。垣内秋弘君。

○1番（垣内秋弘） それでは、お手元に配付しております意見書第1号、「手話言語法」制定を求める意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

手話は言葉を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語として、聞こえる人たちの音声言語と同様、ろう者にとっての情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたものである。

しかしながら、一方では、手話を使うことへの差別が行なわれたり、ろう学校での利用が長く禁止されてきたことなど、社会において言語としては、認知されていない状況であった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められたところである。

また、同法第22条においては、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、きこえない子どもが手話を身につけ、手話により学び、手話が自由に使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境を整備するための法律制定を実現することが必要だと考える。

よって本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるように強く求めるものである。

### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、きこえない子どもが手話を身につけ、手話により学び、手話が自由に使え、更には手話を言語として普及、研

究することのできる環境を整備することを目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、「手話言語法」制定を求める意見書（案）についての説明とさせていただきます。

趣旨を十分ご理解いただきまして、議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

本意見書につきましては、議長名をもちまして関係機関に提出することといたします。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（田中 修） 日程第15、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

本日をもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、これをもって平成26年第3回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前 11 時 32 分

○議長（田中 修） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。  
町長。

○町長（西谷信夫） 定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る 9 月 5 日に開会されました平成 26 年第 3 回定例会も、本日をもって閉会となりましたが、議員各位におかれましては、公私ともお忙しい中、本会議や委員会にご出席を賜り、慎重な審議を重ねていただきまして、平成 26 年度一般会計補正予算をはじめとする多数の案件につきまして、全て原案どおりご可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、今定例会におきましては、決算特別委員会を設置していただき、上林昌三委員長、山内実貴子副委員長のもとに、連日にわたる慎重な審査をいただきまして、平成 25 年度一般会計をはじめとする 7 会計決算につきまして、全議案ともご認定をいただきまして、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

今定例会中におきまして、一般質問や常任委員会、特別委員会などで頂戴いたしましたご意見や要望等につきましては、今後、町政を推進してまいりの中で、十分に検討を重ねてまいり、生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

このたびの台風 18 号につきましては、本町で荒木の累加雨量が 39 mm、宮村では 29 mm でございました。昨夜の晩 9 時 23 分に暴風警報が発令されまして、本日午前 8 時 44 分に解除となったところでございますが、現在のところ、大きな被害があったという報告はなく、安堵しておるところでございます。

また、先日は木曾の御嶽山において噴火が発生しまして、多くの方々が犠牲となりました。心から犠牲になられました方にご冥福をお祈りしたいというふうに思います。

さて、スポーツの秋と言われますこの季節、町内の小・中学校におきましては既に運動会が行われ、昨日は台風の影響で住民体育館での第 48 回町民体育大会が開催されました。住民の皆様方がお互いの親睦を深め、健康増進、体力向上を図られたことと存じます。

また、先週まで、韓国でアジア競技大会が開催されておりましたが、近年の若手スポーツ選手の活躍ぶりには目をみはるものがございます。この宇治田原からも勇気と感動を与えてくれるスポーツ選手が巣立ってくれることを期待するところでございます。

また、今月 1 日には、本町茶業関係者が相集い、日本緑茶の創始者永谷宗円翁並びに

宇治田原町の茶業の発展にご功績を賜りました物故者の追悼祭典が挙行されたところですが、永谷翁の示されたご遺徳をしのぶとともに、そのご高恩に報いるため、現状に甘んじることなく英知を結集し、さらなる高級茶づくりに取り組み、名実ともに緑茶のふるさと・宇治田原を次代に継承していくまちづくりを推進してまいる所存でございます。

安倍首相は、29日の所信表明演説で、臨時国会を地方創生国会と位置づけるとともに、デフレの脱却へ、経済最優先で政権運営に当たっていく決意と述べられており、また地方創生に関しては、人口減少、高齢化の克服に向け、若者にとって魅力あるまちづくり、人づくり、仕事づくりを進めると強調するとともに、来年10月に消費税が10%に引き上げるかどうかは直接言及がなかったものの、さまざまな景気に与える影響等において、慎重に目配りしていくとの姿勢を示されたところでございます。

このところ、経済情勢は緩やかな回復基調が続いていると言われておりますが、地方で景気回復が実感できる状況には至っていないと認識しており、本町を取り巻く財政状況も先行き不透明な状況であります。

こういった状況の中で、国の積極的な取り組みに期待をするとともに、本町として、厳しい中ではありますけれども、将来の宇治田原町のために住民の安心・安全を確保するまちづくりをはじめ、福祉や教育の充実、地域経済の活性化など、課題に対しまして今後とも真摯に取り組んでまいりますとともに、「好きやねんうじたわら」と幸せを感じるまちづくりに全力で取り組んでまいる所存でございます。

どうか、議員の皆様におかれましても、さらなる町政の進展につきまして、より一層のご理解、ご尽力、ご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

いよいよ、秋本番となり、朝夕も日に日に冷え込んでまいります。議員各位におかれましても、季節の変わり目、どうかお体には十分ご自愛をいただきまして、宇治田原町政の進展のためにますますご活躍を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

大変、皆さん、ありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（田中 修） ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 安 本 修

署 名 議 員 谷 口 重 和